

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二條の七の二第一項の規定に基づき、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる条名に二重傍線を付した規定をこれに対応する改正後欄に掲げる条名に二重傍線を付した規定をこれに対応する改正後欄に掲げる条名に二重傍線を付した規定のよう

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>附則 <u>第八条</u> この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第十三条第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第十三条第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第二十二條の七の二第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会規則で定める時期は、新加工事業規則第九条の三の二の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。</p>	<p>附則 <u>第八条</u> 新加工事業規則第九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第二十二條の七の二第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。</p>